

新潟県病院局管理規程第8号

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成3年新潟県病院局管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）別表第1に掲げる職を占める職員のうち、次に掲げる職員以外の職員</u> 次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 1万2,000円</p> <p>イ 2種及び3種 1万円</p> <p>ウ 4種及び5種 8,000円</p> <p>(2) <u>新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる職を占める職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）</u> 次に掲げる当該職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1種 1万1,000円</p> <p>イ 2種及び3種 9,000円</p> <p>ウ 4種及び5種 7,000円</p>	<p style="text-align: center;">(支給対象職員)</p> <p>第2条 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）第24条の3に基づき管理職員特別勤務手当の支給を受ける職員は、新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）別表第1に掲げる職（病院局長が認める職を含む。）を占める職員とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第3条 一般職員給与条例第24条の3第3項第1号の額は、<u>前条に規定する職員の占める職に係る新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程別表第1に掲げる区分に応じ、次の各号に掲げる額とする。</u></p> <p>(1) 1種 1万2,000円</p> <p>(2) 2種及び3種 1万円</p> <p>(3) 4種及び5種 8,000円</p>

<p>第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規程は、平成4年1月1日から施行する。</u> (<u>一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額</u>)</p> <p>2 <u>一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。</u></p>	<p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: right;"><u>この規程は、平成4年1月1日から施行する。</u></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の新潟県病院局企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。